

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
<u>5</u> 日常生活圏域の設定 6 他の計画との関係 (一)市町村老人福祉計画との一体性 (二)市町村計画との整合性 (三)市町村地域福祉計画との調和 (四)市町村障害福祉計画との調和 (五)市町村健康増進計画との調和 (六)市町村高齢者居住安定確保計画との調和 (七)社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(社会福祉法第八十九条第一項に規定する基本指針をいう。以下「福祉人材確保指針」という。)を踏まえた取組 (八)介護雇用管理改善等計画(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)第六条第一項に規定する介護雇用管理改善等計画をいう。以下同じ。)を踏まえた取組 7 その他 (一)計画期間と作成の時期 (二)公表と地域包括ケアシステムの普及啓発 <u>(三)達成状況の点検及び評価</u>	<u>5</u> 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 <u>6</u> 日常生活圏域の設定 <u>7</u> 他の計画との関係 (一)市町村老人福祉計画との一体性 (二)市町村計画との整合性 (三)市町村地域福祉計画との調和 (四)市町村障害福祉計画との調和 (五)市町村健康増進計画との調和 (六)市町村高齢者居住安定確保計画との調和 (七)社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(社会福祉法第八十九条第一項に規定する基本指針をいう。以下「福祉人材確保指針」という。)を踏まえた取組 (八)介護雇用管理改善等計画(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)第六条第一項に規定する介護雇用管理改善等計画をいう。以下同じ。)を踏まえた取組 <u>8</u> その他 (一)計画期間と作成の時期 (二)公表と地域包括ケアシステムの普及啓発	● 目標の達成状況の住民への公表、PDCAへの活用(地域の実態の把握に基づく課題分析、目標と取組内容の記載、リハ職との連携等による自立支援・介護予防施策の推進、達成状況等の評価) ● 地域共生社会の実現に向けた、地域福祉との整合性 ● 地域共生社会の実現に向けた、障害福祉施策との整合性 △ 市町村高齢者居住安定確保計画(サービス付き高齢者向け住宅等に関する計画)の法定化 △ 計画期間等の時点修正

※ 現在、国会に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が提出されており、国会の審議を経て成立した場合、「市町村賃貸住宅供給促進計画との調和」を追加する予定

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項 1 日常生活圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み (一)各年度における介護給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み (二)各年度における予防給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み 3 各年度における地域支援事業の量の見込み (一)総合事業の量の見込み (二)包括的支援事業の事業量の見込み	二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項 1 日常生活圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み (一)各年度における介護給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み (二)各年度における予防給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み 3 各年度における地域支援事業の量の見込み (一)総合事業の量の見込み (二)包括的支援事業の事業量の見込み <u>4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等の適正化への取組及び目標設定(新設)</u>	△ 総合事業の扱いについて時点修正 ○ 地域包括支援センターの人員体制の見直しに配慮した事業量の見込み ● 地域の実情に応じて、高齢者の自立支援と介護予防等に向けた具体的な取組内容やその目標 ● 計画に記載した目標の達成状況の評価の必要性

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項 (一)在宅医療・介護連携の推進 (二)認知症施策の推進 (三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 (四)高齢者の居住安定に係る施策との連携 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 (一)関係者の意見の反映 (二)公募による事業者の指定 (三)報酬の独自設定 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 (一)地域支援事業に要する費用の額	三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項 (一)在宅医療・介護連携の推進 (二)認知症施策の推進 (三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 (四)地域ケア会議の推進(新設) (五)高齢者の居住安定に係る施策との連携 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 (一)関係者の意見の反映 (二)公募及び協議による事業者の指定 (三)報酬の独自設定 (四)人材の確保及び資質の向上(新設) 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 (一)地域支援事業に要する費用の額	● 地域共生社会の理念 □ 医療・介護提供体制整備について、住宅・居住施策との連携やまちづくりの視点の必要性 ○ 認知症の施策について、新オレンジプランに基づく循環型の仕組みを構築していく観点を盛り込む等、各地域で計画的に取り組む必要性 ○ 家庭や社会への参加を促し、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、QOLの向上を目指す介護予防の重要性 ○ 高齢者の社会参加の効能 △ コーディネーターと協議体の具体的な活動 ○ 地域ケア会議の内容や機能の明確化 ● サービスの新規参入が不当に抑制され、健全な競争環境が阻害されることのないよう留意しつつ、また、サービス事業者の質の担保の観点も踏まえた、市町村協議制や事業者指定への保険者の関与 △ 国や都道府県と連携して人材確保策の推進や質の向上に努める必要性 △ サービス単価の設定に関する考え方

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
(二)総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス(以下「訪問型サービス等の総合事業」という。)の種類ごとの見込量確保のための方策 (三)地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価 (四)総合事業の実施状況の調査、分析及び評価 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 (一)介護給付等対象サービス (二)総合事業 (三)地域包括支援センターの設置 <u>及び適切な運営</u> 5 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 6 市町村独自事業に関する事項 (一)保健福祉事業に関する事項 (二)市町村特別給付に関する事項 <u>7 介護給付の適正化に関する事項</u> <u>8 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項</u>	(二)総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス(以下「訪問型サービス等の総合事業」という。)の種類ごとの見込量確保のための方策 (三)地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価 (四)総合事業の実施状況の調査、分析及び評価 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 (一)介護給付等対象サービス (二)総合事業 (三)地域包括支援センターの設置、<u>適切な運営及び評価</u> 5 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 6 市町村独自事業に関する事項 (一)保健福祉事業に関する事項 (二)市町村特別給付に関する事項 <u>7 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項</u>	△ 総合事業について、協議体やコーディネーターによる確保の重要性 △ 担い手の確保の重要性 ● 地域包括支援センターの評価の義務化、評価に基づく体制整備 ○ 介護離職防止のための、仕事と介護の両立不安等に対する相談支援の充実強化(土日祝日の開所、電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会の実施、企業との連携)、これらの取組の円滑な実施を促すための環境整備の重要性 △ 人員体制 ● 経過措置期間について修正

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項		
一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化 2 平成三十七年度の推計及び第<u>六</u>期の目標 (一)平成三十七年度の介護人材等の推計 (二)第<u>六</u>期の目標 (三)施設における生活環境の改善 3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備 (一)都道府県関係部局相互間の連携 (二)都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催 <u>(三)市町村との連携</u> <u>4</u> 要介護者等の実態把握 5 老人福祉圏域の設定	一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、<u>施策の達成状況の評価等</u> <u>2</u> 要介護者等の実態把握 3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備 (一)都道府県関係部局相互間の連携 (二)都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催 <u>4</u> <u>市町村支援</u> <u>5</u> 平成三十七年度の推計及び第<u>七</u>期の目標 (一)平成三十七年度の介護人材等の推計<u>及び確保</u> (二)第<u>七</u>期の目標 (三)施設における生活環境の改善 <u>6</u> 老人福祉圏域の設定	● 市町村が保険者機能を果たせるよう、市町村によるデータ分析に基づく課題分析等に対する都道府県による支援の重要性 ○ 市町村支援のためのデータ整備・提供、集計の重要性 △ 防災部局、障害部局 △ 関係者としての家族 ● 都道府県計画策定における市町村支援の必要性(市町村が行う高齢者の自立支援と介護予防等に向けた取組に対する、都道府県による支援の具体的な内容や目標を都道府県の計画に記載する必要性) ● 在宅介護・医療連携事業、認知症施策や権利擁護事業等の推進のための市町村支援 □ 老人福祉圏域と二次医療圏域とを可能な限り一致させるよう努めることの重要性

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
<u>6</u> 他の計画との関係 (一)都道府県老人福祉計画との一体性 (二)都道府県計画との整合性 (三)医療計画との整合性 (四)都道府県地域福祉支援計画との調和 (五)都道府県障害福祉計画との調和 (六)都道府県医療費適正化計画との調和 (七)都道府県健康増進計画との調和 (八)都道府県住生活基本計画との調和 (九)都道府県高齢者居住安定確保計画との調和 (十)福祉人材確保指針を踏まえた取組 (十一)介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組 <u>7</u> その他 (一)計画期間と作成の時期 (二)公表と地域包括ケアシステムの普及啓発 <u>(三)達成状況の点検及び評価</u>	<u>7</u> 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 <u>8</u> 他の計画との関係 (一)都道府県老人福祉計画との一体性 (二)都道府県計画との整合性 (三)医療計画との整合性 (四)都道府県地域福祉支援計画との調和 (五)都道府県障害福祉計画との調和 (六)都道府県医療費適正化計画との調和 (七)都道府県健康増進計画との調和 (八)都道府県住生活基本計画との調和 (九)都道府県高齢者居住安定確保計画との調和 (十)福祉人材確保指針を踏まえた取組 (十一)介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組 <u>9</u> その他 (一)計画期間と作成の時期 (二)公表と地域包括ケアシステムの普及啓発	● 目標の達成状況の住民への公表、PDCAへの活用(地域の実態の把握に基づく課題分析、目標と取組内容の記載、リハ職との連携等による自立支援・介護予防施策の推進、達成状況等の評価) ● 地域共生社会の実現に向けた、地域福祉との整合性 ● 地域共生社会の実現に向けた、障害福祉施策との整合性の確保 △ 計画期間等の時点修正

※ 現在、国会に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が提出されており、国会の審議を経て成立した場合、「都道府県賃貸住宅供給促進計画との調和」を追加する予定

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項 1 老人福祉圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み <u>3</u> 老人福祉圏域を単位とする広域的調整 <u>4</u> 市町村介護保険事業計画との整合性の確保 三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項 (一)在宅医療・介護連携の推進 (二)認知症施策の推進 (三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 (四)介護予防の推進 (五)高齢者の居住安定に係る施策との連携	二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項 1 老人福祉圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み <u>3</u> 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等の適正化への支援及び目標設定(新設) <u>4</u> 老人福祉圏域を単位とする広域的調整 <u>5</u> 市町村介護保険事業計画との整合性の確保 三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項 (一)在宅医療・介護連携の推進 (二)認知症施策の推進 (三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 <u>(四)地域ケア会議の推進(新設)</u> <u>(五)</u>介護予防の推進 <u>(六)</u>高齢者の居住安定に係る施策との連携	△ 介護療養病床等から新型施設への転換について、総量規制の対象外とすることの必要性 ● 計画に記載した目標の達成状況の評価の必要性 □ 協議の場合等の必要性 ● 地域共生社会の理念 □ 医療・介護提供体制整備について、住宅・居住施策との連携やまちづくりの視点の必要性 ● 市町村が行う在宅医療・介護連携推進事業に対する支援、市町村単独では実施困難な事業や複数の市町村にまたがる調整に関する広域的な支援等の必要性 ○ 認知症の施策について、新オレンジプランに基づく循環型の仕組みを構築していく観点を盛り込む等、各地域で計画的に取り組む必要性 ○ 地域ケア会議の内容や機能の明確化 ● リハ職等専門職の広域的調整に係る関係団体との連携、体制構築

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項 (一)介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項 (二)ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項 (三)ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する事項 3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項 5 介護サービス情報の公表に関する事項 <u>6 介護給付の適正化に関する事項</u> <u>7 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項</u>	2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項 (一)介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項 (二)ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項 (三)ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する事項 3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項 5 介護サービス情報の公表に関する事項 <u>6 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項</u>	□ 在宅医療・介護連携の核となる人材(医療と介護の両分野に精通し、各分野における連携を推進できる人材等) △ 介護離職防止の実現に向けた、介護支援専門員の資質向上 ● 経過措置期間について修正